

【記載例 3－4】 先の新築等をした家屋に係る住宅借入金等と後の断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けるとき

控除額

平成20年12月31日における住宅借入金等の金額につき、増改築等住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額とに区分し、その区分をした増改築等住宅借入金等と他の住宅借入金等の金額ごとに次の①及び②によりそれぞれ計算した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする（措法41の3の2⑩）。

- ① 増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき **【記載例 3－1】** の算式により計算した金額
- ② 他の住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、その区分した居住年に係る他の住宅借入金等ごとに計算した金額の合計額

〔控除限度額〕

- 先の新築等をした家屋に係る住宅借入金等の金額が、
 - ・ 居住年が平成20年である住宅の取得等に係るものである場合 20万円(注1)
 - ・ 居住年が平成19年である住宅の取得等に係るものである場合 25万円(注2)
 - ・ 居住年が平成18年である住宅の取得等に係るものである場合 30万円
 - ・ 居住年が平成17年である住宅の取得等に係るものである場合 40万円
 - ・ 居住年が平成13年(平成13年7月1日以降)、平成14年、平成15年又は平成16年である住宅の取得等に係るものである場合 50万円
 - ・ 居住年が平成11年、平成12年又は平成13年（平成13年6月30日以前）である住宅の取得等に係るものである場合 37万5千円
- (注1) 住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択する場合 12万円
- (注2) 住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択する場合 15万円

設 例

- ① 居住開始年月日 平成15年1月15日

家屋に関する事項	土地等に関する事項
家屋の取得対価の額 20,000,000円	土地等の取得対価の額 25,000,000円
家屋の総床面積／うち居住用 100㎡／100㎡	土地等の総面積／うち居住用 120㎡／120㎡
住宅借入金等に関する事項	
住宅借入金等の内訳	住宅及び土地等
年末残高（当初借入金額）	25,200,000円（30,000,000円）
 - ② 居住開始年月日 平成20年11月20日

増改築等の費用の額／うち居住用	5,000,000円／5,000,000円
特定の増改築等に関する事項	
断熱改修工事等の費用の額	2,500,000円
住宅借入金等に関する事項	
年末残高（当初借入金額）	4,900,000円（5,000,000円）
- ※ 共有者なし

[控除額計算明細書]

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 1 5 . 1 . 1 5 [平成]	
取得対価の額	② 2 0 0 0 0 0 0 0 0	③ 2 5 0 0 0 0 0 0 0
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	④ 1 0 0 . 0 0	⑤ 1 2 0 . 0 0
うち居住用部分 の(床)面積	⑥ 1 0 0 . 0 0	⑦ 1 2 0 . 0 0

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 2 0 . 1 1 . 2 0
増改築等の費用の額	⑨ 5 0 0 0 0 0 0 0
うち居住用部分の金額	⑩ 5 0 0 0 0 0 0 0

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	⑪ 家 屋	⑫ 土 地 等	⑬ 合 計	⑭ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑮	⑯		
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑰又は⑱×⑮の⑰	⑲又は⑳×⑯の⑲	㉑の㉒+㉓の㉒又は㉔の㉒+㉕の㉒	㉖又は㉗×㉘の㉖
	2 0 0 0 0 0 0 0 0	2 5 0 0 0 0 0 0 0	4 5 0 0 0 0 0 0 0	5 0 0 0 0 0 0 0

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉙ 住 宅 の み	㉚ 土 地 等 の み	㉛ 住宅及び土地等	㉜ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	㉝	㉞	2 5 2 0 0 0 0 0 0	4 9 0 0 0 0 0 0 0
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表)の㉟の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	㊱	㊲	1 0 0 . 0 0	1 0 0 . 0 0
住宅借入金等の年末残高 (付表)の㊳の金額 ※連帯債務がない場合には、㉝の金額を書きなさい。	㉟	㊴	2 5 2 0 0 0 0 0 0	4 9 0 0 0 0 0 0 0
㉟と㊴のいずれか 少ない方の金額	㊵	㊶	2 5 2 0 0 0 0 0 0	4 9 0 0 0 0 0 0 0
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きなさい。	㊷ ㉙÷㉟ 1 0 0 . 0	㊸ ㉚÷㊴ 1 0 0 . 0	1 0 0 . 0	㊹ ㉜÷㊵ 1 0 0 . 0
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊵×㊷)	㊺	㊻	2 5 2 0 0 0 0 0 0	4 9 0 0 0 0 0 0 0
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊺の㊻+㊼の㊻+㊽の㊻+㊾の㊻) ※ ㊿の金額を(付表)の控用の裏面の【計算欄】の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊿」に転記します。			㊿	2 5 2 0 0 0 0 0 0

(注) ㊿の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と㊿のいずれか少ない方の金額を書きなさい。

㊿の金額 (円) - 特例の適用を受けた金額 (円) = (円)

6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	㊿ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	㊽ 交付等を受ける補助金等の合計額	㊾ ㊿ - ㊽ (30万円を超える場合に限りなさい。)
1 年齢が50歳以上(同居親族の方は65歳以上).....	㊿	㊽	㊾
2 障害者(1に該当する方を除きます).....	㊿	㊽	㊾
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます).....	2 5 0 0 0 0 0 0	㊽	㊾
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きなさい。 氏名() 続柄()	㊿ ㊿又は㊿×㊿の㊿ 特定増改築等住宅借入金等の年末残高(㊿と㊿のいずれか少ない方の金額(最高200万円))	㊽	㊾

※ ㊾の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ㊿又は㊿の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ((付表)の控用の裏面の【計算欄】の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。)

次のいずれか該当する番号を「番号」欄に書きなさい。	番号
1 住宅借入金等特別控除の適用を受ける方(2から5のいずれかを選択する方を除きます。)	14
2 平成19年中又は平成20年中に居住の用に供し、「住宅借入金等特別控除の特例」を選択した方	
3 平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供し、「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方	
4 平成20年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供し、「断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方	
5 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した方	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ (付表)の控用の裏面の【計算欄】の㊿の金額を転記します。	㊿ 3 0 1 0 0 0

(注) 1 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、先の新築等をした家屋に係る住宅借入金等特別控除の適用「1」と後の断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の選択「4」を記載する。

(注) 2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の新築等をした家屋に係る「居住開始年月日」(例：平成15年1月15日居住開始)と後の断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」及びその頭部に㊿(例：㊿平成20年11月20日居住開始)のいずれも記載する。

〔（付表）の控用の裏面〕

【計算欄】（次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。）

住宅借入金等の年末残高の合計額 （「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の⑨欄の金額を転記します。）				⑨	4,900,000 25,200,000	円
居住の用に供した日等				算式等		⑩(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から5のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨×	0.01	=	(最高20万円)円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨×	0.01	=	(最高25万円)円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨×	0.01	=	(最高30万円)円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨×	0.01	=	(最高40万円)円 00
		平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×	0.01	=	(最高50万円)円 252,000
		平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨×	0.0075	=	(最高37万5千円)円 00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨×	0.006	=	(最高12万円)円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨×	0.006	=	(最高15万円)円 00
3	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成20年12月31日までに居住の用に供した場合 ⑨欄の金額(最高1,000万円)…… ③() ⑪欄の金額()×0.02+ (③-⑪)×0.01=				(最高12万円)円 00
4	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合 ⑨欄の金額(最高1,000万円)…… ③(4,900,000) ⑪欄の金額(0)×0.02+ (③-⑪)×0.01=				(最高12万円)円 49,000
5	阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑨が1,000万円以下のとき	⑨×	0.02	=	円 00
		⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき	⑨×0.01+10万円=	円 00		
		⑨が2,000万円を超えるとき	⑨×0.005+20万円=	(最高35万円)円 00		

※ ⑩欄の金額を「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「7（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」の⑩欄に転記します。